

亀山市告示第125号

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月9日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成24年亀山市告示第174号）の一部を次のように改正する。

第3条中「交付対象者」の次に「（以下「交付対象者」という。）」を加え、「圃場」を「ほ場」に改める。

第5条ただし書中「平成28年度」を「平成30年度」に改める。

第6条第1項中「者」を「交付対象者」に改め、「ことにより、」の次に「あらかじめ」を加え、同条第2項中「その内容」を「、その内容」に、「青年等就農計画等」を「、青年等就農計画等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による審査に当たっては、県等の関係機関又は第14条に規定するサポートチームによる面接等を実施するものとする。

第7条第1項中「者」を「交付対象者」に改め、「変更を」の次に「市長に」を加える。

第8条第1項中「者（以下「交付対象者」という。）で」を「交付対象者は」に、「県要領別紙様式第16号」を「県要領別紙様式第19号」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「交付対象者」を「当該申請書を提出した者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請の対象は、県要領5の2の（3）に規定する月以降の農業経営とする。

第9条第1項中「交付対象者」を「前条第3項の規定により資金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）」に改め、同条第2項中「交付対象者」を「受給者」に改める。

第10条第1項及び第2項中「交付対象者」を「受給者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合（県要領第4の2の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。）は、1の妊娠、出産又は災害につき最長1年間の休止期間を設けることができる。この場合において、市長は、当該休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、受給者は、次条の規定による経営再開届の提出に併せて第7条の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

第11条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「就農」を「資金の交付」に、「県要領別紙様式第17号」を「県要領別紙様式第20号」に改める。

第12条第1項中「交付対象者」を「受給者」に改め、同条第2項中「県要領の定めるところにより、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかについて実施状況を」を「第14条に規定するのサポートチームを中心に、県等の関係機関及び指導農業士等の関係者と協力し、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知）を満たしているか否かについて」に、「関係機関」を「必要な場合は、サポートチームを中心に、県等の関係機関及び指導農業士等の関係者」に改め、同条第5項中「交付対象者」を「受給者」に、「県要領別紙様式第18号」を「県要領別紙様式第21号」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の3項を加える。

6 受給者は、交付期間終了後にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1月以内に市長に就農中断届（県要領別紙

様式第15号)を提出しなければならない。この場合において、就農を中断する期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、就農再開届(県要領別紙様式第16号)を提出しなければならない。

7 市長は、前項前段の規定により就農中断届が提出された場合で、その内容がやむを得ないと認められるときは、当該就農中断届に係る就農の中断を承認するものとする。

8 市長は、前項の規定による承認を行ったときは、当該承認を受けた受給者の就農の再開に向けた取組状況を確認し、就農の再開に向けた支援を行うものとする。

第12条第4項中「交付対象者」を「受給者」に改め、「において」の次に「、氏名」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「交付対象者」を「受給者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による確認は、県要領第6の2の(5)のアに規定する方法により行うものとする。

第15条を第17条とする。

第14条第1項中「県要領別紙様式第15号」を「県要領別紙様式第18号」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「交付対象者」を「受給者」に改め、「の資金を」の次に「月単位で」を加え、同条第2項中「虚偽」を「受給者は、虚偽」に改め、「こと又は県要領第4の2の(1)のイの(ア)のただし書による交付期間中に農地の所有者の移転が行われなかったことにより資金の交付を中止された者が既に資金を受理している」を削り、同条第3項中「交付対象者(県要領第6の2の(5)の中間評価においてC評価とされたもの」を「受給者(第12条第7項の規定による承認を受けた者で、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農を中断した期間と同期間更に就農を継続したもの及び第13条の中間評価でC評価相当とされたもの」に改め、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

(中間評価)

第13条 市長は、交付期間2年目が終了した受給者に対し、県要領第6の2の(6)に規定する方法による中間評価を実施するものとする。

(サポート体制の整備)

第14条 市長は、平成29年度以降の新規受給者の各課題(「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」における各課題をいう。以下同じ。)に対応できるよう、県農林水産(農政・農林)事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関及び農業委員会等の関係機関に所属する者並びに指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、それぞれの受給者について、前項のサポート同体制の中から、サポートチーム(各課題の専属の担当者をいう。以下同じ。)を選任し、受給者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

3 サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、受給者を訪問し、経営状況の把握及び各課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録(県要領別紙様式第17-4号)を作成するものとする。

4 サポートチームは、前条の中間評価においてB評価相当とされた受給者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

様式第2号中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

様式第6号中「第14条関係」を「第16条関係」に、「第14条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定により実施している事業については、なお従前の例による。